

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	10	府省庁名 内閣府							
対象税目	個人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他（ ）		
要望 項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等								
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられ（次期通常国会に法律案提出予定）、かつ、法人税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>①情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>②情報通信産業特別地区で、対象業種に「固定電気通信業（現行のデータセンターに限る。）」「ソフトウェア業※（現行の情報通信機器相互接続検証事業を含む。）」「情報処理・提供サービス業※（現行のバックアップセンター及びセキュリティデータセンターを含む。）」「インターネット付随サービス業※」の追加が認められた場合、事業所税を軽減 ※付加価値の高い事業に限る。</p>								
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項、地方税法附則第33条第2項</p>								
減収 見込額	[初年度]	▲2	(▲47)	[平年度]	▲2	(▲47)	(単位：百万円)
	[改正増減収額]	－							
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成10年度に、情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。</p> <p>今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられること（次期通常国会に法律案提出予定）を前提に、法人税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じるものであり、本特例措置を拡充・延長することにより、対象地区の対象産業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動を促すことで、沖縄の情報通信産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p>								
本要望に 対応する 縮減案									

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 9 沖縄政策 【施策】 9 沖縄振興に関する施策の推進																																										
	政策の達成目標	1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地企業数の増加。 ・ 立地企業による雇用者数の増加。 ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加。 2. 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加 なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、以下のとおり達成目標等を見直すこととしており、後掲の「同上の期間中の達成目標」には、当該見直し後の達成目標を記載している。																																										
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日までの2年間																																										
	同上の期間中の達成目標	1 達成目標 ・ 県内に立地した企業数の増加 ・ 立地企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・ 税制を活用した立地企業数 7社以上/年 ・ 税制を活用した企業の労働生産性を3年間で1%以上向上																																										
有効性	政策目標の達成状況	情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数(社)</td> <td>427</td> <td>454</td> <td>470</td> <td>490</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>28,045</td> <td>29,379</td> <td>29,403</td> <td>29,748</td> <td>29,708</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高</td> <td>1,379</td> <td>1,319</td> <td>1,124</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>立地企業の増加率(%)</td> <td>10.3</td> <td>6.3</td> <td>3.5</td> <td>4.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>雇用者数の増加率(%)</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>△0.1</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)</td> <td>13.7</td> <td>△4.3</td> <td>△14.7</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査。 ※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29～30年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。 ※算定できないものについては、「—」を記載。 なお、令和4年度以降は、より適切な本特例措置の効果測定を図るべく、達成目標を前述の「同上の期間中の達成目標」に記載のとおり見直すこととしており、現行の達成目標等に対する効果測定は本年度をもって終了することとする。</p>		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	立地企業数(社)	427	454	470	490	495	雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,379	1,319	1,124	—	—	立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0	雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	—	—
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度																																						
立地企業数(社)	427	454	470	490	495																																							
雇用者数(人)	28,045	29,379	29,403	29,748	29,708																																							
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,379	1,319	1,124	—	—																																							
立地企業の増加率(%)	10.3	6.3	3.5	4.3	1.0																																							
雇用者数の増加率(%)	5.3	4.8	0.1	1.2	△0.1																																							
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	13.7	△4.3	△14.7	—	—																																							
要望の措置の適用見込み	今後は平年度で21件の適用を見込む。																																											
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																																										
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 法人税の軽減 ・ 事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。																																										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																										

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												
	要望の措置の妥当性	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。</p>																												
	税負担軽減措置等の適用実績	<p>（地方税の適用状況）</p> <table border="1" data-bbox="389 465 1385 584"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>適用額（百万円）</td> <td>91</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>71</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用額（百万円）</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>81</td> <td>67</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>適用額（百万円）</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成28年度から令和元年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみ措置。また、適用額については沖縄県による調査。</p>			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	法人住民税	適用額（百万円）	91	69	70	71	30	事業税	適用額（百万円）	0	83	81	67	43	事業所税	適用額（百万円）	5	5	5	5	1
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																								
法人住民税	適用額（百万円）	91	69	70	71	30																								
事業税	適用額（百万円）	0	83	81	67	43																								
事業所税	適用額（百万円）	5	5	5	5	1																								
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>令和元年度 適用実態調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 28,507千円 事業税 一千円 ・ 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 610千円 事業税 1,803千円 ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（連結） 法人住民税 41,388千円 事業税 一千円 <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※国税に連動しない場合は「—」を記載した。</p>																												

【測定指標】

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 37社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人

測定指標のうち活用企業数については、令和2年度の指標32社に対し、見込みが17社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和2年度の指標13,552人に対し、見込みが5,814人と43%の実績に止まっている。しかしながら、令和元年度までの直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

実績・見込み：

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37
活用企業数(実績)	21	18	17	21	-	-
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	18	18
雇用者数(指標)	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
雇用者数(実績)	3,589	2,597	5,972	6,778	-	-
雇用者数(見込み)	-	-	-	-	5,814	5,814

※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成28年度から令和元年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。

※令和2年度から令和3年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

(平成28年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成28年度適用企業数とその雇用者数：13社、1,879人(ただし、うち2社については雇用者数不明)
- ・1社当たりの雇用者数：171人(1,879人/11社)
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10社
- ・平成28年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879人+10社×171人=3,589人

(平成29年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成29年度適用企業数とその雇用者数：15社、1,877人(ただし、うち2社については雇用者数不明)
- ・1社当たりの雇用者数：144人(1,877人/13社)
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5社
- ・1,877人+5社×144人=2,597人

(平成30年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成30年度適用企業数とその雇用者数：14社、3,866人(ただし、うち3社については雇用者数不明)
- ・1社当たりの雇用者数：351人(3,866人/11社)
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6社
- ・3,866人+6社×351人=5,972人

(令和元年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による令和元年度適用企業数とその雇用者数：15社、3,871人(ただし、うち3社については雇用者数不明)
- ・1社当たりの雇用者数：323人(3,871人/12社)
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：9社
- ・3,871人+9社×323人=6,778人

(令和2、3年度)

- ・1社当たりの雇用者数は、平成元年度沖縄県アンケート調査による推計値323人から試算。

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

前回要望時の達成目標

- ・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。
- ・立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。
- ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成20年1月時点の194社、16,317人から、令和3年1月時点で495社、29,708人となっており、制度の拡充等の変遷とともに増加している。

また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高については、データの出典元である「特定サービス産業実態調査」が平成元年度調査分から廃止されており、代替指標とし

て沖縄県の県民経済計算を元に情報通信業の一人当たり生産額を算出すると、漸減傾向である一方、情報通信業における総生産や就業者数は着実な増加傾向にあり、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。

以上のように、本制度が情報通信関連産業の集積に一定程度寄与していることを踏まえつつ、特区の対象業種の拡充・見直しを行うことで、今後はこれら産業における高付加価値化を推進していく必要があることから、引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして活用するとともに、高度な情報通信関連産業を集積し生産性向上を促進することで、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。

<参考：情報通信業の名目県内総生産・就業者数・一人あたりの生産額>（単位：百万円、千人、百万円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
名目県内総生産(百万円)	195,347	198,721	208,224	214,849	208,741	215,157
就業者数(千人)	14	14	15	16	18	19
一人あたりの生産額(百万円)	14.0	14.2	13.9	13.4	11.6	11.3

※県民経済計算（沖縄県企画部）を参考に算出

これまでの要望経緯

- 平成 10 年
 - ・ 情報通信産業振興地域の創設
- 平成 14 年
 - ・ 5 年間延長
 - ・ 情報通信産業特別地区の創設
- 平成 19 年
 - ・ 5 年間延長
 - ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充（常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和）
- 平成 24 年
 - ・ 5 年間延長
 - ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。
 - ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等
- 平成 26 年
 - ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲
 - ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5 人）
 - ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加
 - ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ（機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超）
- 平成 29 年
 - ・ 2 年間延長
- 平成 31 年
 - ・ 2 年間延長
- 令和 3 年
 - ・ 1 年間延長